

令和7年度(2025)

研究紀要

第二十七輯

「〈不良な子孫〉の出生防止」と人権侵害—優生保護法の教訓

立命館大学大学院 特任教授 松原 洋子

女性支援新法制定・施行の意義と課題—女性支援を身近なものに

お茶の水女子大学 名誉教授 戒能 民江

【実践ノート】

「unjudge someone」

～誰もジャッジしない居場所づくりの実践報告～

そらにじひめじ だいすけ

令和6年度ひょうご人権シンポジウム

「多様化する社会をどう生きるか」報告

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

Bulletin of
The Researches

第二十七輯 刊行にあたって

兵庫県では、人権尊重の理念に関して県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現をめざして、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における人権教育及び啓発・研究を進めてきました。

少子・高齢化やグローバル化、ICT技術の急速な進展などによって、人々の価値観や生き方が多様化する中で、社会状況は大きく変化し、人権課題は、ますます多様化し、複雑化しています。特に、インターネットによる人権侵害、職場や学校でのハラスメント・いじめ等に加え、社会的養護を含めたこどもの人権、外国人や障害のある人、性的マイノリティの人権や性暴力の問題など様々な人権課題が社会的関心を集めています。

しかし、「人権に関する県民意識調査（令和5年度）」の結果をみると、県民一人ひとりの人権意識は高まりつつあるものの、依然として人権侵害の経験や個別の人権問題に対する認識には課題が残っています。

そのため、私たち一人ひとりがお互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重が自然に態度や行動として表れるよう、創意工夫をこらした啓発活動を推進することが重要です。また、幅広い世代に対して、効果的な啓発活動を行うためには、啓発媒体のそれぞれの特性を活かして活用する必要があります。特に若年者が身近な人権について考え、人権を尊重する態度を育むために、SNS等を一層活用するとともに、SNS誹謗中傷等の防止対策が求められています。

このような状況を踏まえ、公益財団法人兵庫県人権啓発協会では、新たな啓発・研究活動に取り組んでいます。研究紀要の構成を刷新し、県民の関心の高い人権課題や解決が急がれる人権課題について、より多くの県民が正しく理解し、その課題解決にむけての参考となる内容にしています。

また、人権教育・啓発を実践する現場からの報告として「実践ノート」を引き続き掲載しています。読者の皆様には、この「研究紀要第二十七輯」を、これからの人権教育及び人権啓発を進める上で参考にさせていただければ幸いです。

最後になりましたが、この「研究紀要第二十七輯」の刊行にあたり、ご多用の中、研究論文をご執筆いただきました執筆者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和7年9月

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

「〈不良な子孫〉の出生防止」と人権侵害 — 優生保護法の教訓

立命館大学大学院 特任教授 松原 洋子

はじめに

2024年7月、最高裁大法廷で優生保護法に対する違憲判決が下されました。その内容は、国家賠償を求めた原告（不妊となる手術を強制された被害者）たちの訴えを無効であると主張してきた国にとって、大変厳しい内容でした。優生保護法下で障害等のある人々に対して強制的な不妊手術を推進したことだけでなく、国賠訴訟に至るまで国が一貫して優生保護法は適法で賠償の必要がないという立場をとり続けてきたことが問題にされました。また、提訴後も原告の国家賠償請求権を認めず争い続けたことが、権利の濫用とみなされました。さらに、国会議員の立法責任も厳しく問われています。国および国会に対する最高裁の厳しい審判は、優生保護法がまさに「戦後最大規模の重大な人権侵害」⁽¹⁾であったことを物語っています。

1 優生保護法とは

優生保護法は不妊手術（「優生手術」）、人工妊娠中絶、受胎調節（避妊）について定めた法律です。第1条には「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」とありました。最高裁で憲法違反とされたのは、優生保護法の目的のうちの前半、すなわち「不良な子孫の出生を防止する」という優生学にもとづく部分です。戦後間もない1948年に公布されましたが、1996年に「優生上の見地」にかかわる条文が全て削除されるなどして大幅に改正され、現在の母体保護法となりました。

優生保護法は戦時中の1940年に制定された国民優生法を土台にしています。国民優生法では、大東亜共栄圏構想のもとで人口の量を増やし、質を向上させるという観点から、中絶を厳しく取り締まるとともに、優生学的な不妊手術を可能にしました。しかし敗戦後、国内は焦土と化し海外の領土も失う一方で、復員と引揚げ、またベビーブームで過剰人口問題が発生しました。また、敗戦の

図1 優生保護法の系譜

1940（昭15）国民優生法公布 （日本最初の「断種法」）

「本法ハ悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ図リ以テ国民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス。」

1948（昭23）優生保護法公布・国民優生法廃止 （強制不妊推進）

「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。」

1996（平8）優生保護法改正・母体保護法に改称 （優生条項削除）

「優生手術」→「不妊手術」

「この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護することを目的とする。」

(1) 日本弁護士連合会「旧優生保護法下において実施された優生手術等に関する全面的な被害回復の措置を求める決議」、2022年9月30日。

混乱のなか望まない妊娠によりヤミ中絶に頼らざるを得ない女性が増えるなか、中絶の規制を緩和し受胎調節を普及させるという政策転換が行われました。同時に人口資質が低下するという懸念から、強制的な不妊手術や優生上の理由による中絶の実行が唱えられ、優生保護法が制定されました（図1）。

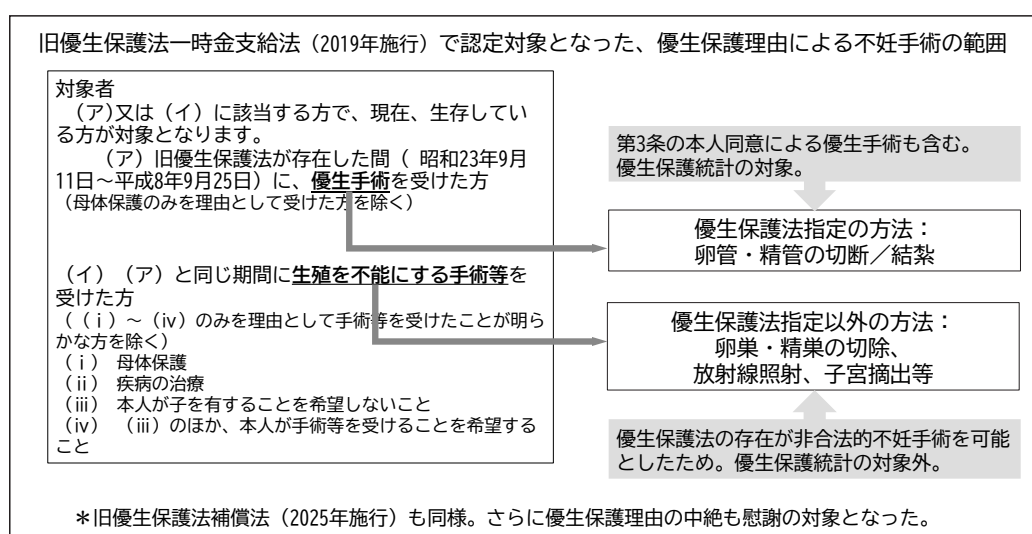
2 被害を受けた人々

優生保護法のもと、優生上の理由で不妊手術の対象となったのは、遺伝するとみなされた障害あるいは特性をもつ人、およびそのような人を配偶者や四親等以内にもつ人、遺伝性ではない精神疾患や知的障害のある人、でした。また、ハンセン病を罹患した人々も対象となりました。これらの不妊手術は合計約25,000件、うち約16,500件が強制的な手術でした。なお、上記に該当する女性が妊娠した場合には、中絶をして

よい、とされました。それが約59,000件で、不妊手術とあわせて合計約84,000件となります。

これらは公式統計によるものですが、さらに深刻なのは、優生保護法に規定されていない不妊手術や放射

図2 優生保護法下での被害



線照射、子宮摘出などもまた、優生保護法の影響下で行われていたことです。法的な根拠をもたないまま、障害をもたない人が対象であれば傷害罪で罰せられるような介入が黙認されており、統計にも表れません。こうした実態を踏まえて、2019年に制定された旧優生保護法一時金支給法では、優生保護法の適用外での不妊化も支給の対象とされました（図2）。

3 優生保護法への批判

優生保護法のもとでの強制不妊手術が社会に広く知られるようになったのは、国賠訴訟が提訴された2018年以降のことです。しかしそれに先立って、長年にわたる優生保護法批判の運動がありました。

1970年代前半頃までは、「優生」は積極的意義のある概念として捉えられ推進されていました。しかし、1972年に優生保護法を批判的に再発見させる出来事がありました。この年、政府が優生保護法改正案を提出しました。このうち、中絶の経済的理由の削除は大きな論議をよび、産婦人科団体や女性団体は強く反対しました。一方、羊水検査の普及に伴い、障害のある胎児の中絶合法化、すなわち胎児条項の導入も、「優生上の見地からの人工妊娠中絶に関するもの」として同時に提案されていました。経済的理由の削除とは対照的に当初ほとんど問題視されませんでした。脳性マヒ者の団体「青い芝の会」が胎児条項反対運動をはじめました。

当時、親がわが子である障害児に手をかけても、社会の同情が親に集まるなかで、青い芝の会のメンバーは障害者の生存権への脅威を強く感じていました。そして、胎児条項の導入は、ナチスの障害者虐殺にみられる障害者抹殺の思想、すなわち優生思想によるものであると抗議しました。胎児条項反対運動は、優生保護法の「優生」がナチスの優生学や国民優生法と連なるものであることを社会に気付かせ、優生保護法を批判的に再発見させる契機となったのです。青い芝の運動は大きなインパクトとなり、胎児条項は優生保護法改正案から削除されました。このできごとは、優生保護法の「優生」が障害者差別の概念であるという認識を社会に示すことになりました。

ところで、1960年代から70年代にかけて、日本各地の自治体では「不幸な子どもを生まない」ことをめざした母子保健施策が展開されました。中でも兵庫県は1966年度から「不幸な子どもの生まれない施策」を先駆的に実施し、全国の母子保健対策のモデルとなりました。

兵庫県衛生部が著した『幸福への科学』（1973年）では、「不幸な子ども」を次のように定義していました。第一に、遺伝性疾患などにより生まれること自体が不幸とされる子ども。第二に、誰からも望まれず、妊娠中絶を受ける子ども。第三に、母親の病気や知識不足によって胎児期に障害を負う子ども。第四に、出生後に適切な治療がなされず障害を負う子ども。そして第五に、乳幼児期に早期治療が行われなかったために障害を持つ子ども。こうした定義に基づいて、兵庫県は病児や障害児の治療を行うと同時に、発生予防に力を入れ、1972年には全国に先駆けて羊水検査の費用を公費で負担する制度を開始しました。

しかしこの施策は、障害児を「不幸な存在」と決めつけ、出生前診断で異常が判明した場合には中絶を促すものでした。そのため、障害者当事者の団体である「青い芝の会」はこれを強く批判し、兵庫県の羊水検査に反対する運動を展開しました。その結果、1974年には兵庫県は羊水検査を中止しています⁽²⁾。

4 優生保護法改正に向けた動き

優生保護法が障害者差別を含むという認識は、上記の優生保護法改正問題を契機に、1970年代から少しずつ広がりました。1980年代後半には、厚生省精神保健課、母子衛生課、厚生省研究班等で優生条項の見直しが検討されましたが、改正には至りませんでした。

1990年代には、優生条項の削除が喫緊の政策的課題となってきました。障害者基本法のノーマライゼーションの理念、リプロダクティブヘルス・ライツ、女子差別撤廃条約批准、ハンセン病元患者の長年の運動の結果としてのらい予防法廃止など、人権政策の観点から優生保護法が維持困難であることは明らかになり、1996年自民党社会部会が改正案をまとめ、ようやく優生条項の削除に至りました。しかし、障害者団体や女性団体が要望していた、強制不妊手術の被害実態の検証は行われませんでした。

1996年に優生保護法は母体保護法に改正されましたが、差別や被害の実態は明らかにされず、優生保護法の存在は早くも忘れ去られつつありました。1997年、スウェーデンでの強制不妊手術がメディアで取り上げられことをきっかけに、1997年9月には1970年代からの優生保護法反対運動の流れを汲む市民団体「優生手術への謝罪を求める会」が設立され、ホットライン（電話相談）を実施しました。その結果、優生保護法のもとで強制不妊手術をされた飯塚淳子さん（仮名）が、支援者とともに、被害

(2) 松原洋子「日本—優生保護法という名の断種法」米本昌平他『優生学と人間社会—生命科学の世紀はどこへ向かうのか』講談社、2000年。

をうけた当時居住していた宮城県や厚生省と実態解明を求めて粘り強く交渉を続けました。その長年の活動が、2018年以降の全国的な国賠訴訟につながったのです⁽³⁾。

おわりに

では、私たちはこうした優生保護法問題にどのように向き合うべきでしょうか。まず、被害を受けて長年厳しい状況におかれてきた不妊手術や中絶手術の被害者に対して、補償金等支給法の支援が届くように努める必要があります。また、旧優生保護法一時金支給法（2019年）と同補償金等支給法（2024年公布）の根本的な違いを確認する必要があります。2024年の最高裁判決まで、国は責任を認めず、被害者の尊厳を毀損し続けてきたことを忘れるわけにいきません。つまり、その間、「子どもを持つべきではない」とみなされた人に対して、不妊を促すような環境が維持されてきたとみるべきです。そのうえで、補償金等支給法、特に前文の意味を十分に理解することが重要です⁽⁴⁾。

さらに、優生思想は、「より健康に、より賢く」「社会に迷惑をかけない」といった「善」と裏表の関係にあります。そのため、「あなたたちのためを思って」という私たちの善意が、実は障害者の尊厳を奪うことにならないかと、常に顧みる姿勢が重要です。

優生思想の内実を解きほぐし、障害者に対する差別と偏見という暴力につなげないための歯止めを意識し、優生思想にもとづく差別や偏見を根絶するための手立てを考え続けましょう。そして、旧優生保護法補償金等支給法成立に至る歴史を、人権問題としてしっかりと位置付ける姿勢を持ちたいと思います。

(3) 優生手術に対する謝罪を求める会編『優生保護法が犯した罪—子どもをもつことを奪われた人々の証言』増補新装版、現代書館、2018年。

(4) 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」前文の一部要約。
“国会及び政府は最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行いこれを執行し優生上の見地から誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め深く謝罪する。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても、深く謝罪する。”

紙幅の関係で文章を修正しています。正確な内容については以下を参照のこと。

(全文：<https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC1000000070>)

女性支援新法制定・施行の意義と課題 ― 女性支援を身近なものに

お茶の水女子大学 名誉教授 戒能 民江

はじめに

2022年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援新法）が超党派の議員立法として制定され、2024年4月に施行されました。

施行後2年目を迎えた現在も、多くの自治体は消極的な対応にとどまっているようです。支援に当たる女性たちが何年もかけて議員に働きかけ、ようやく勝ち取った「女性の人権」のための法律です。困難に直面した女性たちが、安心して「相談してみよう」と思えるような支援体制整備が急務です。

1 女性支援新法制定の背景と経緯

(1) 旧婦人保護事業の「脱売防法化」

女性支援新法制定には二つの目的があります。第一に、国の女性支援事業であった「旧婦人保護事業」の廃止と、第二に、それに代わるまったく新しい基本理念に基づく女性支援事業の構築です。

「旧婦人保護事業」は1956年に制定された売春防止法（以下、売防法）第4章「保護更生」を法的根拠として創設され、「売春を行うおそれのある女子」（要保護女子）の「保護更生」を目的としていました。要保護女子の保護更生を行う3機関として売防法第4章に規定されたのが、旧婦人相談所、旧婦人相談員、旧婦人保護施設です。

(2) 旧婦人保護事業による「女性支援」の限界

旧婦人保護事業は売春防止を目的に戦後の貧しい混乱期に創設されました。女性たちが第2章第5条の「勧誘」罪で逮捕されて刑事処分の対象となり、刑事裁判で有罪となっても出所後に戻るところもなく、結局売春の世界で生きていくほかない状況から女性を「救済」するために、旧婦人保護事業は作られたと言えます。しかし、旧婦人保護事業には女性たちの人権を取り戻すという視点はなく、なぜ女性が売春を選ばざるを得ないのか、その背景や買春を許容する女性差別の社会構造を問うこともなく、売春する女性の責任のみを問題化する「保護更生」思想が生き残り、66年間も「旧婦人保護事業」が放置されてきたのです。

近年、女性が直面する困難はますます多様化し、複雑かつ複合化しており、一人一人のニーズに即した個別支援が不可欠になっています。とくに、一時保護するかどうか支援の中心となり、その後の「生活再建」に向けた継続的・長期的な支援のしくみがなくままでは、女性の困難に対応できないという声が支援現場から強く上がったことが女性支援新法制定を後押ししました。

2 なぜ「女性支援」か

男女共同参画社会をめざす今、なぜ女性だけの支援なのでしょう。この点について、女性支援新法は次のように説明しています。

女性支援新法第1条「目的」では、女性が日常生活または社会生活を営む上で、「女性であることにより様々な困難に直面する」ことが多く、「困難な問題を抱える女性への支援」を行うことで、女性の人権がより尊重され、女性が「安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与する」としています。言い換えれば、男女格差が著しい日本社会では、「女性であること」を理由に女性が困難に直面する現実があり、しかもその現実には、さまざまな要因が複雑に絡み合ったものであり、行政機関や民間団体が協働する包括的な支援がなければその解決は容易ではありません。要するに、社会の問題としてとらえて公的な支援を行うことで、孤立状態で生きづらさに悩む女性たちの声が顕在化し、性差別や人権侵害の現状と構造が明らかにされ、問題解決の道筋が見えてきます。

女性支援新法運用のガイドラインである国の「基本方針」（「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」）では、なぜ女性支援なのか、2点に分けて説明しています。

第一に、女性であることによって性暴力や性虐待、性的搾取の被害に遭いやすく、予期せぬ妊娠や中絶、出産などの女性特有の問題があることです。第二に、女性は非正規雇用が多く、不安定な就労状況や低賃金による経済的困窮などの社会経済的困難に陥るおそれが多いことです。この2点は相互に結びついていることも重要です。たとえば、セクハラ被害を受けた女性が、被害者非難などの二次被害で職場にいらなくなって退職するケースが多いのですが、精神科医療を受ける費用がなく、被害の回復が図られないまま社会復帰が難しくなり、就労機会を奪われて貧困状態に陥ることがあります。

第二の「社会経済的困難」はわかりにくいかもしれません。従来、貧困や社会的孤立は階層や階級の問題とされ、性別による違いは十分認識されていませんでした。1980年代以降のジェンダー研究によって、社会経済的困難のジェンダー分析が進みました。たとえば、中高年女性の貧困については、女性の非正規雇用での低賃金が低年金を生み出していること、熟年離婚後の女性やシングルマザーの経済的困窮と労働市場の性差別構造の関係など、当事者から声があがったことで、ジェンダー視点からの考察が進んだのです。

3 女性支援新法のポイントと新しい視点

(1) 女性支援の対象範囲の拡大

地方自治体など行政の取り組みがなぜ遅れているのでしょうか。女性支援新法上、市区町村も新たに女性支援の責務を担うことが規定されましたが（第4条）、肝心の自治体が自分たちの課題だと必ずしも捉えていません。行政の当事者意識の弱さこそが問題です。さらに、女性支援新法制定の必要性や立法の趣旨、支援の基本姿勢の改革等についての研修の機会がなければ、今までと何が違うのか十分理解できないかもしれません。都道府県基本計画を見ても、意欲的な自治体がみられる一方で、従来通りのDV被害者支援施策中心の基本計画も散見されます。

女性支援新法第2条では「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性」などの事情で、日常生活や社会生活で困難に直面する（そのおそれのある）女性と定義しています。旧婦人保護事業の「要保護女子」やDV防止法の「DV被害者」より対象範囲が拡大しています。女性支援新法は、女性はだれでも女性であるがゆえに困難に直面する可能性があるという構造的視点と女性の困難の多様性や複合性に着目したリアルで包括的な視点に立脚しています。さらに、「基本方針」では、若年女性や中高年女性、外国人女性、障害のある女性、正規と非正規、婚姻の有無など、法や行政の縦割りが生み出した「女性の分断」をも視野に入れています。

したがって、市区町村は従来のDV施策の枠を超えて対象範囲を広げ、地域の女性のニーズに対応できる支援の連携協働体制を整備し、女性の視点にたった「女性支援基本計画」を策定する必要があります。

(2) 女性支援の三つの基本理念

女性支援新法は女性支援の三つの基本理念を明記しました（第3条）。自治体の女性支援施策は基本理念に基づいて実施されなければなりません。第一に、一人一人の意思を尊重し、抱えている困難な問題とその背景、心身の状況に応じた「最適な支援」を提供すること、第二に、関係機関や民間団体と協働し、早期から切れ目のない支援を行うこと、第三は人権の擁護と男女平等の実現をめざすことです。一番重要なことは「当事者の意思の尊重」であり、「当事者中心主義の支援」あるいは「当事者を真ん中にした支援」と言い換えることができます。そのために必要なことが「民間団体との協働による支援」です。第三の「人権擁護と男女平等の実現」はすでに述べたとおり、女性を生きづらさから解放し、女性の困難を生み出す社会構造を変えていくことの重要性という根本的な課題を示しています。

(3) 女性支援新法の新たな視点

女性支援新法は、二つの新たな視点を女性支援の中核に据えています。

ア 当事者の意思の尊重

当事者中心主義の支援は、旧婦人保護事業の行政による管理主義的な「指導」の対極にある考え方です。

支援における「個人の意思の尊重」ほど難しいものはありません。旧婦人保護事業においても、「本人の自己決定支援」の重要性が標榜されていました。しかし、実際には、適切な情報提供など、本人の意思決定過程への支援がないまま、一時保護所では「携帯が使えない」「通勤・通学ができない」「外出の自由がない」「規則が厳しい」など、マイナスの情報ばかりが当事者に示されていました。これでは、一時保護所入所は希望しないでしょう。

女性支援新法の「当事者の意思を尊重した支援」実施のための重要なしくみが、支援方針を決定する支援調整会議（第15条）の個別ケースカンファレンスです。可能な限り当事者が参加して意見表明の機会を保障し、「よりよい支援を選択できる」ようにしなければなりません。

イ 民間団体との協働による支援

女性支援新法は、基本理念として、関係機関及び民間団体との協働による、早期からの切れ目のない支援の実施を定めるとともに（第3条第2号）。民間団体の自主性と当事者の意向に留意しながら、都道府県及び市町村が民間団体との協働による支援を行うように規定しています（第13条）。

女性支援新法が、民間団体との「連携」でも「活用」でもない「協働」を打ち出した点は画期的です。法律上は、民間団体の「自主性を尊重し」ながら協働して支援するという規定にとどまりますが、「基本方針」では「行政と民間団体双方の特色を生かし、補完しあいながら対等な立場で協働する」ことを求めています。

民間団体と行政の「協働による支援」という新しい考え方は、次のような問題提起につながります。第一に、民間団体の活動の経験や知見を通して、従来の行政による女性支援のあり方を抜本的に見直すこと、第二に、民間団体と行政の関係性を問い直すこと、第三に、地域の身近な民間団体

による支援だからこそはっきり見える女性の困難の現実や、女性が遠ざけがちな公的支援の問題点を直視することが考えられます。

民間団体の女性支援の特徴として、先駆性や多様性、柔軟性、専門性などがあげられますが、困難に直面する女性への支援でもっとも重要なことは、民間団体の支援における徹底的な当事者性の尊重です。

しかし、実際には、大多数の地方自治体では民間女性支援団体との協働が進んでいません。地域に女性支援民間団体がないことに加えて、民間女性支援団体が財政難から休止や廃止に追い込まれ、メンバーの高齢化により、限られた人数では活動の幅を広げられないなど、状況は厳しいと言えます。しかし、居場所づくりから始めて、必ずしも「女性支援」を看板に掲げていない自殺防止や生活困窮者、障がいのある人など、関連領域の支援団体への働きかけや中高年や若年女性支援団体の立上げ支援、民間女性支援団体への財政支援（第19条、20条～第22条）など、行政の課題として積極的に取り組むことで、女性支援が発端となって、地域コミュニティの活性化やパワーアップにつながっていきます。

民間と行政の協働によって、地域の女性支援事業を行っている東京都国立市（女性パーソナルサポート事業）や札幌市（若年女性支援事業LiNK）、行政トップのリーダーシップの下、若年女性支援活動を区ぐるみで行っている東京都豊島区、一時保護期間後の安全を守りながら通勤・通学など可能なミドルステイ事業（東京都練馬区）、神奈川県官民協働で運営する、スマホや通勤・通学自由の自立支援施設「わたしのお家」などの先駆的活動事例が参考になります。

4 今後の課題

2025年4月、自治体議員と民間団体による東京都内の市・特別区の自治体対応調査結果報告会が開催され、自治体の女性支援新法についての認識（公的責務の当事者意識）の弱さと地域での女性支援の中核に位置付けられるべき女性相談支援員の存在の不明確さが指摘されました。女性相談支援員の人員増を行った自治体もありますが、少数で複数の兼務をこなす状況は変わりません。肝心の基本計画も男女共同参画計画と一体化が多く、しかも、女性支援施策の位置付けが極めて薄弱です。各地域で管理職を含めた職員研修や市町民への周知、基本計画策定など、自治体の対応を調査する必要があります。

「unjudge someone」 ～誰もジャッジしない居場所づくりの実践報告～

そらにじひめじ だいすけ

1 そらにじひめじができるまでの経緯

「そらにじひめじ」という名前の任意団体が立ち上がったのは、2018年10月のことです。姫路駅から商店街を10分ほど歩いた先、アーケードの終点近くにある、4畳半ほどの小さなテナントが、わたしたちの居場所のはじまりでした。広さからは想像できないほど、最大で13人がぎゅうぎゅうに詰まりながらも、ごはんを食べ、笑い、泣き、時に静かに一緒に過ごしていました。

この活動の出発点は、2014年10月、私が初めて「台湾同志遊行（台湾LGBTパレード：台北市）」に参加したことでした。なぜ台北だったのか、それは今もクローゼット（性的指向や性自認をカミングアウトしていない状態）である私が、日本国内のイベントや活動、コミュニティに参加しようとは到底思えなかったからです。しかし世界中でのさまざまなイベントや団体の活動を知っていたので思い立って台北に飛びました。そこでさまざまな性的マイノリティの人々と直接出会い、個々の生きづらさや差別の実態に触れたことにより、帰国後は国内各地のLGBT関連イベントに積極的に参加していくようになりました。国を越えて、さまざまな人と出会い、当初は「自らの生きづらさ」について直視することを避けていた部分もありましたが、他者との出会いと対話を通して自分自身と重ねるようになり、次第に自分や身近な人々が抱える課題が浮かび上がってきました。レズビアン、ゲイ、トランスジェンダー、ひきこもり、精神疾患、路上生活者、生活困窮者、炊き出しのボランティア、依存症、外国ルーツの人、保護動物の保護活動など、分野を超えたつながりが生まれました。

そこでの重要な気づきは、「LGBTであること」や「精神疾患・依存症などの困難」が、従来のいずれのコミュニティでも語りにくい現実が存在しているということでした。たとえばLGBTの場では精神疾患や生活困窮のことが言いにくく、逆に依存症支援の場ではLGBTであることは言いにくいという壁がありました。また、ひきこもりであってもファストフード店やペットショップには外出できるような、世間のひきこもりという存在のイメージとのギャップ、またいわゆる「グレーゾーン」の存在も意識するようになりました。支援の枠組みに収まらない、そもそも想定すらされていない重層的に困難を抱える人々が多数存在しており、重複した生きづらさを抱えた人がどのコミュニティにも打ち解けることができずに孤立していることを知ったのです。自分自身もその「狭間」にいるのではないかという認識に至りました。そのような背景のもと、「アイデンティティを超えて課題を共有し、共に支えあえる場づくり」をめざすようになり、交流会の意義のようなものが見えてきました。

しかし、まさか自分が地元で活動をしようとは思ってもみなかったのですが、京都市に「バザールカフェ」というコミュニティカフェがあり、そこの創設者のひとりである榎本てる子さん（HIVカウンセリング、HIV陽性者・外国人労働者支援、神学部教育など幅広く活動、2018年に死去）に出会い、「やったらええやん！」と背中を押されて、2017年1月に「姫路LGBT交流会」という月1回の集まりを開催したのでした。初めから交流会にはいろいろな背景や困りごとを抱えた人がやってきました。LGBT、そのパートナー、その家族、精神疾患がある人、ひきこもりの人、生活困窮者、障害がある人などさまざまです。現在、当事者会や交流会を月1回など定期的に、また不定期に開催されているところはたくさんあります。「姫路LGBT交流会」も当初は月1回の開催でしたが活動を続けていく中で、また私自身の日常の居場所として、いつ行ってもいい、行かなくてもいい、日常的に、ふらりと立ち寄ることができる、そんな常設のスペースがあったらという思いが私だけでなく参加者からも寄せられました。そして2018年10月、商店街の片隅に待望の常設のコミュニティスペースが誕生しました。1日300円という利用料を集めて家賃に振り当てることになりました。「そらにじ」という名前は、この間のイベントで出会った青森県青森市にあるコミュニティカフェ「Osora ni Niji wo Kakemashita（お空に虹をかけました）」をお願いして、愛称の「そらにじ」を使わせていただいたものです。

2 活動内容・グランドルール・利用者の背景

そらにじひめじを利用している人の背景は非常に多様です。それぞれに異なる生きづらさや孤立を抱えた人々が訪れてきます。そこで、初めて利用される人には、必ずグランドルールを読んでいただいています。このグランドルールには、以下のような内容が含まれています。

- そらにじひめじの目的と利用方法・プライバシー
- どんな人が来ているのか
- 注意事項と緊急時の対応

そして最も大切にしているのは「安全」です。年齢・性別・国籍・障害・宗教・文化的背景・既往歴等を問わず、誰でも利用できる場所として、具体的に以下のような背景を持つ人々が利用しています。

- LGBT当事者とその家族・パートナー
- 不登校・ひきこもり（大人含む）
- 精神疾患（うつ、躁うつ、統合失調症など）
- 発達障害、自閉スペクトラム、ADHD、学習障害
- 感覚過敏、会食恐怖、パニック障害、セルフネグレクト
- 依存症（アルコール、薬物、ギャンブル、摂食障害など）
- 生活困窮、生活保護、失業中の人
- DV、虐待、性暴力、ネグレクトなどの経験者
- シングルマザー・シングルファーザー、ケアラー
- 難病・慢性疾患、アレルギー、治療中の人
- 難民・仮放免、外国籍の人
- グリーフケア（親しい人を亡くした人）
- 希死念慮や過去の自殺未遂経験のある人
- 犯罪歴のある人、加害・被害を経験された人
- 「なんとなく生きづらい」と感じる全ての人

これはあくまでも一例です。

全体として、孤立や孤独感、言葉にならない「グレイゾーンのしんどさ」を抱える人たちが、少しでも安心して過ごせるようにと願い、グランドルールを大切にしています。

グランドルールに同意いただければ、利用を開始できます。その日の「呼ばれたい名前」をノートに書いてもらい、配慮が必要なことがあれば伝えていただいています。予約は不要です。利用料は、来たときでも帰るときでも、好きなタイミングで箱に入れていただければ大丈夫です。ゆったり本を読んだり、ゲームをしたり、猫とふれあったり、ただ静かに過ごしたり、自由な時間を過ごせるセーフスペースです。「ただ、いること」が肯定される場所、「いつ行っても誰かが待っていてくれる」場所。

そして、上に挙げたような多様な背景を持つ人が実際に訪れていますが、その方が「なぜここに来ているのか」を、こちらから聞くことはありません。話したいことがあるときにだけ、お話を聞きます。アセスメント（評価）をしません。これは題名の「unjude someone＝誰もジャッジしない」につながっていると思います。初めて来た人も一緒にごはんを食べたり歓談したりしています。基本的に午後1時～夜8時に開いています。活動が続ける中で、そらにじひめじは当初の4畳半ほどの小さなスペースから、2020年8月に2軒隣の場所へと移転しました。コロナ禍で狭小スペースでは活動が続けられず休業していましたが、広いテナントが運良く空いたからです。そのおかげでより多くの人々が利用できる環境を整えられ、さまざまな使い方ができるようになりました。現在そらにじひめじではさまざまな交流会やイベントを開催しています。参加は自由です。初めての人も「聞くだけ参加」もOKです。**自助グループ（セルフヘルプグループ）・わかちあいの場。**同じような悩みや経験を持つ人たちが、支援される側／支援する側という関係を超えて、対等な立場で「語り合い」「聴き合い」「安心できるつながり」を育む場です。



そらにじひめじ

(1) LGBT交流会

- ・ 性的マイノリティ当事者やアライ（理解者）が集まり、日常のことから将来のことまで自由に語り合う時間。
- ・ カミングアウトの悩み、恋愛・パートナーシップ、職場や家族との関係なども安心して話せます。

(2) メンタルヘルス・発達障害をテーマにしたわかちあいの会

- ・ 不安・うつ・双極性障害・統合失調症などを経験している人同士の語り合い
- ・ 発達障害・グレーゾーンなど、生きづらさの背景を話せる時間

(3) アディクション¹カフェ

- ・ 依存症に苦しんでいる本人だけでなく、家族や周囲の人も参加可能
- ・ アルコール・薬物・オーバードーズ・ギャンブル・オンラインカジノ・ゲーム・摂食障害・共依存など
- ・ 「やめる」ではなく、「やめつづける」ためのライフスキル

(4) グリーフ²わかちあいの会

- ・ 大切な人や存在を喪った悲しみを話せる場所
- ・ 死別、自死遺族、ペットロス、居場所の喪失などあらゆる喪失体験
- ・ 泣いても、黙っていてもいい。言葉にならない感情もそのままで大丈夫

(5) 学習会・勉強会 他団体のイベントへ参加 多様なテーマで知識を深める

HIV/AIDS・性感染症、LGBTQ関連、ユース支援、性暴力、性教育、炊き出しボランティア

(6) イベント

- ・ ヒューマンライブラリー（生きている本との対話、人間図書館）
- ・ 哲学カフェ
- ・ お花見・ピクニック
- ・ 趣味の会・お茶会・ごはん会

どのイベントや自助グループでもそらにじひめじの大切にしていることは「安心して話せる」雰囲気づくりと話さなくてもいいということ。守秘義務や安心のルールを大切に、無理に意見を求められたり、カミングアウトの強制や勝手な助言を避け、参加者同士の尊重を第一にしています。そこには“同じ経験を持つ人”との出会いもありますが、違う経験をしてきた人も同じような悩みや苦しみを抱えていたことを知ることができます。

そらにじひめじではそのほかにあえて個別相談（電話・オンライン）の希望があった場合はお話を聞くこともあります。医療・福祉機関の紹介、生活・家事・就労の相談や同行、シェアハウス運営、必要に応じて見守りも行っています。

3 現状

「なんでこんなにボロボロになるまで誰にもつながれなかったんだろう。助けてって言えなかった。言わせてもらえなかった。……頑張りすぎて、疲れ果ててしまった。」

そらにじひめじを訪れる人たちの多くが、こうした思いを抱えています。制度や支援にたどり着けなかった、公的機関や医療機関での対応において傷つき、支援そのものに不信感を持っている人も少なくありません。そんな過去があるからこそ、「誰にも頼れない」と感じるのは当然のことです。

そらにじひめじは、そんな人たちが自然と集まる場所です。家にいられない、ごはんが食べられない、夜や休日に行き場がない……さまざまな理由で人が集い、そこに「孤立」や「孤独」「愛着の傷つき」「グレーゾーンの特性」など、共通する生きづらさが浮かび上がります。

私たちは、「支援」や「自立」、「よりそい」という言葉に疑問を持っています。たくさんの人が、そ

1 依存症「自分の意志でコントロールできない状態」

2 悲嘆。大切なひとを亡くしたときにおきる様々な反応のこと

の言葉に傷ついてきました。そらにじひめじは相談窓口ではありません。専門職の人はいません。代わりに、毎日違う人がいて、利用者同士が自然に支え合っています。ここでは、「何もしない」が大切な支援です。何も求められず、ただ一緒にいられる。そんな関係性が、かけがえのない安心になります。イベントや特別な日に限らず、いつでも来られて、来なくてもいい日常の場。何かを「する」場所ではなく、「いてもいい」と思える場所。その存在自体が支えになります。

誰かと話すために来る人、静かに過ごすための人、食事や緊急避難として利用する人——理由はそれぞれ違って、ここではみんな対等です。支援者と受け手ではなく、同じ目線で、そばにいる。そんな関係性を一緒に見つけていきたいと思っています。

4 今後の計画・課題

今後の展望は？ とよく聞かれますが、「続けること」とお答えします。初めてそらにじひめじに来た人が、そらにじひめじの前を行ったり来たり、やっと重いドアを開けて入ってくる。もう2、3年、顔を見せていない人がやはり重いドアを開けて入ってくる。ドアを開けることを手伝ったりしません。そのドアを開けてそらにじひめじをまた利用しようと思ってもらえるよう、「おかえり」と出迎えることができるよう、活動を続けていきたいと思っています。

地方において社会的マイノリティのための居場所は非常に限られており、姫路市という地方都市で活動することの意義は大きいと思います。大都市に比べて社会資源が限られる中で、多様な背景を持つ人々が集える場所があるということは、地域社会にとって重要な意味を持っています。姫路駅から商店街を10分歩いたアーケードの終点という立地は、象徴的な意味を持っています。商店街の終点、つまり中心部から少し離れた場所に、社会の周辺に置かれがちな人々の居場所があるという構造は、そらにじひめじの性格と居心地の良さを表していると思います。

「unjudge someone＝誰もジャッジしない」。これは2000年にデンマークで始まったヒューマンライブラリーの理念です。これは単に差別や偏見を持たないということではなく、その人の背景や状況、選択に対して価値判断を加えないという意味を持っています。支援者と被支援者という関係性さえも手放すことを意味します。多様性を受容するということは、理解することや支援することではなく、そのままの存在を認めることだという視点をこの理念は提示しています。逆に他人を決めつけたり、思い込みで判断したりすることはその人を傷つけるだけでなく、自分も傷付くことになると思います。それを避ける方法が誰もジャッジしないということだと思うのです。専門性を持たない、何もしない、判断しないという一見消極的に見える姿勢が、実は最も積極的で他にはないコミュニティの形となっています。支援とは何か、居場所とは何か、多様性を受容とは何かという根本的な問いに対して、実践を通じて答えを模索し続けていきます。

5 おわりに（2019年10月、そらにじひめじ1周年に書いた文章）

そらにじひめじが伝えたいことは、漠然としていますが「世界は広い」ということかもしれません。そらにじひめじが大事にしていることは安全と書きましたが、もう一つ「公平さ」です。そこに差別はありません。誰にとっても安全な場所、居場所。そらにじひめじをそんな場所にしたいと思っていましたが、1年経ってしまえば、作ろうとしてできたわけではなかったというか、そらにじひめじを利用しているみんなで作ってきたということだと思います。「世界は広い」。広くて怖いことも多いです。どこまで行っても孤独のような気がします。それなら1歩も動かなくてもいいと思います。ただ世界は広いと感じることだけでも、スーッと救われた気持ちになることもあるんです。生きていいんだ、と思えたら、ゆっくり寝て、おいしいご飯を食べて、気が向いたらそらにじひめじに来てもらえたらと思います。こんなに狭い空間だけどいろんな人が来て、きっと「世界は広い」と思ってもらえるんじゃないかと思っています。大げさですね。でも1年続けてこれたんだから。みなさんに感謝します。ありがとうございます。

令和6年度ひょうご人権シンポジウム 「多様化する社会をどう生きるか」報告

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

はじめに

令和6年11月、(公財)兵庫県人権啓発協会は、令和5年度「人権に関する県民意識調査(以下、「調査」)」において県民の皆さんが特に関心を示された人権課題について、その解決に向けての方策を考える「ひょうご人権シンポジウム」を開催しました。

第1回となる令和6年度は「インターネットによる人権侵害」の問題と「子どもの人権」をテーマとしました。「インターネットによる人権侵害」は、令和5年度調査において県民の関心度が51.1%と最も高く、また「子どもに関する人権上の問題」も40.0%と、多くの回答者が関心を示した課題でした。そこで、インターネットに関する問題の中で、特に子どもに関わる人権課題と重なる問題に焦点を当て、今回のシンポジウムを開催することとしました。

開催日時、会場、登壇者等は、下記のとおりです。

- (1) 開催日時 令和6年11月12日(火) 13:30~16:00
- (2) 場 所 兵庫県立のじぎく会館 大ホール
- (3) 当日参加 46名(他に(公財)兵庫県人権啓発協会HPでも公開)
- (4) 登壇者

コーディネーター 五百住 満(元関西学院大学教授、兵庫県人権教育研究協議会会長)

パネリスト 川西 悦子(自立援助ホーム「若葉」代表)
増井 啓太(追手門学院大学心理学部 准教授)
富永 和典(兵庫県立舞子高等学校長)

限られた紙幅の中ではありますが、以下に「多様化する社会をどう生きるか ~いま、子どもたちを取りまく環境を考える~」と題して開催した第1回「ひょうご人権シンポジウム」の概要を報告します。

1 趣旨説明

今回のシンポジウムでは、登壇者の紹介に続いて、最初にコーディネーターから今回のテーマと本シンポジウムの目的について趣旨説明を行い、それに続いてパネルディスカッションを行いました。

五百住元関西学院大学教授による趣旨説明の要旨は、下記のとおりです。

(趣旨説明要旨)

- (1) 現在は、先行きが不透明で、将来を予測することが困難な時代である。このような困難な時代を子どもたちは、どう生きていくのか。そのために、私たちはどう支援していくべきかを、このシンポジウムで考え



案内チラシ



パネリストの皆さん

左から、川西さん、増井さん、富永さん



五百住さん

ていきたい。

- (2) 経済的に困難な世帯の割合が増加し、また児童虐待の増加傾向が見られるなど、子どもの成長の基盤である家庭環境の問題も大きくなっている。従来よりも厳しい家庭環境の中で成長していかなければならない子どもが増加している。
- (3) 子どもの生活スタイルも、自然環境から遊離してきており、人間が当然に有するべきたくましさや自他の生命の尊重の精神を身につける機会が奪われていることが指摘されている。
- (4) 子どもたちの人間関係を構築する力や、社会性の減少といった問題も指摘されている。
- (5) インターネット等を通じて提供される有害情報により子どもたちが犯罪に巻き込まれ、また加害者になるなどの被害や、インターネット上の「掲示板」への匿名の書き込みによる誹謗中傷やいじめといった、従来の子どもの身近にはなかった問題が新たに生じている。

2 パネルディスカッション（パネリストによる発表）

趣旨説明に続いて、3人のパネリストが子どもたちの現状と各課題への対応について基調報告を行い、その後、客席の参加者も交えての質疑応答と討議を行いました。

以下に各パネリストによる基調報告の要旨をご紹介します。

(1) 自立援助ホーム「若葉」について（川西悦子さん）

- ① 自立援助ホームとは、虐待等が原因で家庭にいらなくなった子どもたち（義務教育終了後の15歳以上の子どもたち）が入所する施設である。
- ② 2024年4月1日からは退所する年齢の枠が撤廃され、都道府県等が必要と判断する時点まで支援を受けることができるようになった。
- ③ 子どもたちに対する虐待には、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待等がある。
- ④ ホームに来る子どもたちの多くは虐待を受けた子どもたちであり、そのような子どもたちの課題としては下記のようなことが挙げられる。
 - ア 自尊心の低さ
 - イ 虐待のトラウマ
 - ウ 悩みを相談したことがない子どもたちは相談するタイミングがわからない
 - エ 構って欲しい（愛着障害。幼い時に愛着形成されていない）
 - オ 人との関係性が取れない
- ⑤ 「若葉」では、退所後も自立支援担当職員が対応して子どもたちとの連絡、家庭訪問、食料支援等の支援を行っている。
- ⑥ 「若葉」の定員は6名で、現在6名が入所中だが、児童相談所からの入所依頼は非常に多く、依頼を断らざるを得ない状況である。
- ⑦ 将来6名の定員を9名とし、困っている子どもたちが安心して生活できる居場所を作っていきたい。



川西さん

(2) 子どもを取り巻くインターネット上の人権問題（増井啓太さん）

- ① 令和5年度調査では、子どもに関して人権上特に問題があると思われることとして「子ども同士のいじめ(インターネットを使ったものも含む)」が47.2%と全体で2番目に多い割合であった。

- ② いじめを受けた時の身体反応≡物理的な（身体的な）痛みであり、いじめ＝ヒトの生命を脅かすものと捉えるため、いじめを受けるとストレスを感じ、その結果、被害者の心身の健康に悪影響が出る。
- ③ ネットいじめの認知件数は増加傾向にある。
- ④ ネットいじめの特徴は、従来型はいじめよりも「匿名性」が高く、身近な関係を越えた広域でのいじめが多いことである。
- ⑤ ネットいじめは匿名性が高いため、従来型いじめより感情的・衝動的な理由で行われ、エスカレートしやすい。
- ⑥ 「匿名性」が被害者に与える影響として以下のようなことが挙げられる。
- ア 加害者が特定できずに周囲の誰もが信用できないと考える：「孤立性」
 - イ いじめからの逃げ場がどこにもないと捉える：「不可避性」
 - ウ 被害がどこまでも波及することを危惧する：「波及性」
 - エ 「波及性」を脅威として感じ、それが援助要請・相談行動を抑制するため、周囲に助けを求めることを躊躇する。
- ⑦ 近年ではオンラインゲームを介したいじめが多い。
- ⑧ ネットいじめと従来型いじめの発生には関連があると考えられ、ネットいじめ加害者は従来型いじめも行いやすく、ネットいじめ被害者は従来型いじめの被害にも遭いやすい。
- ⑨ ネットいじめの多くは実社会のいじめとリンクしている場合が多く、ネット上と現実世界の両方を捉えた上で対応することが原則であること。
- ⑩ プロバイダや相談機関に通報すれば、加害者が特定でき（孤立性の低減）、いじめ行為を止めさせ（不可避性の低減）、不特定多数への波及を防ぐ（波及性の低減）ができることを子どもたちに教育する必要がある、そのためには自治体やプロバイダ業者などの連携が不可欠である。
- ⑪ ネットいじめ被害時の遮断的対処（ネットを見ないようにする、サイトの閉鎖、アカウントやアドレスを変更するなど）は短期的・長期的な否定的影響を強めることになるので、遮断的対処以外の対処を取る（取れる）ことを教育・指導することが重要であること。
- ⑫ まとめ
- ア インターネットは特殊な環境であるが、現実社会の延長線上にある。
 - イ 従来型いじめの対策や傍観者を低減するための対応は、ネットいじめの抑制にも有効である。
 - ウ ネットが持つ「匿名性」の高さを低減させることができることを被害者、加害者に教育・指導することが重要である。
 - エ 人権や適切なコミュニケーションに関する教育・指導には、ネットいじめが発生しにくい環境を設定することが必要である。



増井さん

（３）高校生と人権（富永和典さん）

- ① 兵庫県立舞子高等学校について
- ア 平成14年に全国初の「環境防災科」を設置したこと、その他現状など
 - イ 舞子高校における人権教育及び教職員の人権研修について
- ② 高校生に関わる課題（参考：生徒指導提要など）としては、いじめ、暴力行為、少年非行、児

童虐待、自殺（未遂も）、中途退学、不登校、インターネット・携帯電話に関わる問題、性に関する課題、多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導などが挙げられる。以下に、それぞれの課題について述べる。

ア 児童虐待には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等があるが、法に基づく学校の対応と関係機関との連携が求められる。

イ インターネット・携帯電話に関わる問題

- ネット上の危険な出会い、自画撮り被害、誹謗中傷や炎上など
- 悪質な投稿、人間関係のもつれ、最近は「闇バイト」も

ウ 性に関する課題

- 性的マイノリティに対する無理解や偏見
- 性犯罪や性暴力（デートDV、セクハラなど）

エ 多様な背景を持つ児童生徒への指導

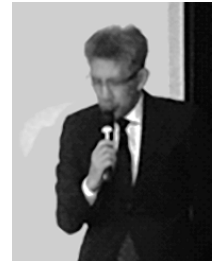
- 発達障害、精神疾患、健康問題、家庭や生活背景（ヤングケアラー）など
- 外国人児童生徒（多様な文化的・言語的な背景）

③ 人権に関わる取組について

ア いじめや虐待など生徒に関わる課題は、「子どもの人権」を守るという視点からの取組が必要であり、教員にその意識を醸成していくことが不可欠である。

イ 高校には道德の時間はなく、教育活動全体で取り組むが、どう体系的に行うかが課題である。

ウ 本校の環境防災科の取組を普通科にさらに広げて、学校全体として人権意識の高揚に取り組む必要がある。



富永さん

3 まとめ

質疑応答及び意見交換の後、コーディネーターである五百住元関西学院大学教授により今回のシンポジウムの総括が行われました。以下に、その要旨をまとめます。

- (1) 多様化する社会の中で、子どもがたくましく生きていくためには子ども一人ひとりの well-being を保障していく必要がある。そのためには、法の整備とシステムの構築と教育実践の取組を大人・子ども（子どもの意見を採り入れて）協働でしっかり展開していく必要があるのではないかな。
- (2) well-being の概念として有名なものに、「PERMA」という指標がある。これは「Positive Emotion（ポジティブな感情）」「Engagement（何かへの没頭）」「Relationship（人との良い関係）」「Meaning and Purpose（人生の意義や目的）」「Achievement/ Accomplish（達成）」の5つの要素を満たしていると幸せである、とするもので、その頭文字をとって「PERMA」と呼ばれているので、ご紹介しておく。

※本シンポジウムの録画をご覧になりたい方は、下記の URL か、または二次元コードからご覧になれます。

URL https://www.youtube.com/watch?v=_vUI5hKxSUA



二次元コード

あとがき

兵庫県立大学 名誉教授 野津 隆志

本年度の研究紀要第二十七輯は、現代社会が抱える人権課題に深く切り込んだ2本の論文、一本の実践ノートと令和6年度「ひょうご人権シンポジウム」の報告を掲載しました。これらの論考と報告は、いずれも今日的な人権課題について貴重な知見や強いメッセージを発しています。以下で順に紹介します。

松原洋子先生論文「〈不良な子孫〉の出生防止」と人権侵害—優生保護法の教訓は、2024年7月に最高裁大法廷で違憲判決が下された優生保護法を「戦後最大規模の重大な人権侵害」と捉え、同法がもたらした深刻な人権侵害の実態を紹介しています。遺伝性疾患や障害を持つ人々に対し、「不良な子孫の出生防止」という目的のもと、約8万4千件にも及ぶ強制的な不妊手術や中絶が行われたという、許さざる過去の事実之光を当てています。

論文が強く訴えるのは、優生思想が「より健康に、より賢く」「社会に迷惑をかけない」といった、一見すると「善意」と受け取られがちな思想と表裏一体であるという認識の重要性です。戦後、障害を持つ人々の生存権や尊厳が踏みにじられたことの背景には我々が当たり前として顧みなかった「善意」があります。この痛ましい歴史を、単なる過去の出来事ではなく、現在にも通じる重大な人権問題として認識することが重要であると訴えています。

戒能民江先生論文 女性支援新法制定・施行の意義と課題—女性支援を身近なものには、2024年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）について、その制定の背景、旧来の「旧婦人保護事業」からの変革、そして法がめざす基本理念と現状における課題を詳細に論じています。同新法は支援対象を、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性」などの事情により、日常生活や社会生活で困難に直面する（またはそのおそれのある）多様な困難を抱える女性です。

論文は、新法が「女性の人権」のために新しく制定された法律であるにもかかわらず、施行から2年目を迎えた現在も、多くの自治体で依然として消極的な対応に留まっている現状を大きな問題と指摘します。特に行政が民間団体と「協働」し、当事者の意思を尊重した「当事者中心主義の支援」を徹底することが喫緊の課題であると力説しています。

そらにじひめじ だいすけ氏 実践ノート「unjjudge someone」～誰もジャッジしない居場所づくりの実践報告～は、多様な社会的マイノリティの「居場所:そらにじひめじ」を運営する立場から、「そらにじひめじ」が果たす重要な役割を紹介しています。特に、性的マイノリティの集まる場だけでは対応しきれない、精神的な不調や生活の厳しさといった複数の困難を同時に抱え、既存の支援から取り残されてしまいがちな多様な人々が、孤立しないための居場所として「そらにじひめじ」の意義を強調しています。

だいすけ氏が最も伝えたいのは、「unjjudge someone（誰もジャッジしない）」という居場所の理念です。そこでは、利用者の背景をあえて深く尋ねず、ただ「そこにいること」が肯定されるという、評価や決めつけをしない関係性を重視しています。そして、このような居場所を「続けること」の意義が、特に社会資源に限られる地方都市において極めて重要であると主張しています。

令和6年度ひょうご人権シンポジウム「多様化する社会をどう生きるか」報告は、令和5年度の県民意識調査で関心の高かった「インターネットによる人権侵害」と「子どもの人権」をテーマに開催されたシンポジウムの概要です。子どもたちが直面する家庭環境の問題、ネットいじめの匿名による深刻な被害、学校における人権教育の課題など、多角的な視点から現代の子どもを取り巻く複雑な状況を学ぶ機会となったことが報告されています。

上述のように人権への取り組みは、過去を学び、法制度を改善し、私たち自身の日常の意識と行動を変革していくプロセスです。この紀要が、人権を巡る議論を深め、誰もがその人らしく生きられる、より公平で包摂的な社会の実現に向けた一助となることを願います。

研究推進委員長及び執筆者紹介（論文掲載順）

野津 隆志（のつ たかし） 委員長

兵庫県立大学名誉教授 博士（教育学）
ちうんラボ（智雲ボランティア活動研究所）代表
URL https://note.com/navian_2025/n/n38dd85b057a1?sub_rt=share_pb

専門

比較教育学、教育人類学—アジアの子どもの教育と人権に関する研究

著書

『アメリカの教育支援ネットワーク』東信堂 2007年
『タイにおける外国人児童の教育と人権—グローバル教育支援ネットワークの課題』ブックウェイ 2014年
『市民活動概論—ひょうごとアジアのNPO・NGO・ボランティアを学ぶ—』学術研究出版 2015年
『私の赤ちゃんは先生です』学術研究出版 2018年

松原 洋子（まつばら ようこ）

立命館大学大学院先端総合学術研究科特任教授
1998年お茶の水女子大学大学院人間文化研究科修了、博士（学術）。お茶の水女子大学助手、三菱化学生命科学研究所客員研究員を経て、2003年立命館大学大学院先端総合学術研究科教授。2019年1月から2025年3月まで立命館理事・副総長、立命館大学副学長。旧優生保護法補償金等認定審査会委員。専門は科学史、医学史、生命倫理、科学技術社会論。

著書

『優生学と人間社会』（講談社現代新書、2000年、共著）、『優生保護法関係資料集成』（全6巻、六花出版、2019～2020年、編者）、『『不良な子孫』の出生防止と人権侵害：優生保護法の歴史から』ジェンダー法政策研究所ほか共編『産む権利／産まない権利：リプロダクティブ・ライツの現在』（花伝社、2025年）ほか

URL <https://researchmap.jp/read0093595>

戒能 民江（かいのう たみえ）

お茶の水女子大学名誉教授
専門

ジェンダー法学、ジェンダーに基づく女性への暴力研究
主要な学会・社会的活動

日本学術会議会員、ジェンダー法学会理事長、日本女性学会代表幹事などを歴任

厚生労働省「婦人保護事業等の課題に関する検討会」座長、厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針有識者懇談会」座長、内閣府「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキンググループ」構成員、法務省「法制審議会家族法制部会」委員などを歴任、現在、川崎市男女平等推進審議会委員、横浜市男女共同参画推進協議会評議員、一般社団法人社会的包摂サポートセンター理事、性暴力禁止法ネットワーク共同代表。

関連主著

『ドメスティック・バイオレンス』（2002、不磨書房）、『DV防止とこれからの被害当事者支援』（2006、ミネルヴァ書房、編著）、『危機をのりこえる女たち—DV法10年、支援の新地平へ』（2013、信山社、編著）、『婦人保護事業から女性支援法へ—困難に直面する女性を支える』（2020、信山社、共著）、『困難を抱える女性を支えるQ&A』（2024、解放出版社、共編著）

だいすけ

姫路市出身

そらにじひめじ（兵庫県姫路市）世話人 兼 2番目の利用者でそらにじひめじにひきこもってる人
大学を経て一般企業に就職したが、転職を繰り返し、40才で無職になり、現在までの活動に続く。

URL <https://soranijihimeji.wordpress.com>

研究紀要第二十七輯

令和7年9月発行

編 集

公益財団法人兵庫県人権啓発協会研究推進委員会

発 行

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

神戸市中央区山本通4丁目22番15号

兵庫県立のじぎく会館内

TEL 078 (242) 5355

印 刷

共栄印刷株式会社

神戸市中央区花隈町22-6

TEL 078 (341) 0316

